平成２１年（フ）第２５号
埼玉県所沢市緑町４丁目43番22―104号　ヒルズ新所沢緑町、開始決定時住所群馬県桐生市新宿２丁目10番９号
破産者　野村喜代司
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１２３号
群馬県みどり市大間々町大間々1191番地８
破産者　吉田　清江（旧姓入沢）
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５７４号
石川県白山市道法寺町ホ71番地
破産者　株式会社ＭＤＷＳ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４７号
静岡県富士市大野新田64番地
破産者　根上　洋子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第６２７１号
大阪府門真市速見町９番20号
破産者　京阪観光株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２９０号
滋賀県大津市大石淀町800番地
破産者　株式会社長和
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７８０６号
大阪市中央区今橋１丁目６番19号
破産者　サンエー・テック株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８４７１号
大阪市住之江区浜口西３丁目１番15号
破産者　株式会社成公建設
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６３４号
大阪市生野区新今里４丁目６番25号
破産者　株式会社今里マツヤデンキ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８７３号
大阪市福島区福島６丁目１番１号
破産者　大栄重量株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７００７号
大阪市北区梅田１丁目３番１―200―33
破産者　つばめ興産株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９５号
大阪市浪速区下寺１丁目１番３号
破産者　島田自動車株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９２号
大阪府吹田市垂水町３丁目８番１号
破産者　大信産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７号
大阪市中央区東心斎橋１丁目19番18号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区石ヶ辻町18―24リバーライズ上本町503
破産者　株式会社ティアーグループ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４９７号
堺市西区浜寺元町１丁62番地の１
破産者　大阪美研化工有限会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６８号
兵庫県西宮市瓦林町28番26号―Ｂ
破産者　有限会社セブンシーズネット
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０２号
熊本県人吉市願成寺町下浦田1411番地の３
破産者　有限会社一丁屋
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８０３号
熊本県人吉市願成寺町下浦田1411番地の３
破産者　有限会社うの花
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９１号
熊本県人吉市願成寺町下浦田1411番地の３
破産者　有限会社免田日の出屋
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９６号
鹿児島県奄美市笠利町大字辺留91番地　市営376号室
破産者　泉　　貴裕
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２０年（フ）第２３号
青森県十和田市稲生町14番51号
破産者　有限会社三本木魚市場
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９５９号
東京都国立市谷保5932番地の９コーポ遠藤202、破産手続開始決定時の住所東京都国立市青柳１丁目35番地の２クリオ国立西壱番館503
破産者　三浦摩衣子
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部